

医学物理士認定制度施行細則

細則の新旧対照表

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| 最終改正 2020年4月1日 | 最終改正 2023年7月15日 |
| (新規認定に要する医学物理または医学における経験年数) | (新規認定に要する医学物理または医学における経験年数) |
| 第5条 規程第12条に定める医学物理または医学における経験年数は、4月1日から翌年の3月31日までを1年間とする。 | 第5条 規程第12条に定める医学物理または医学における経験年数は、4月1日から翌年の3月31日までを1年間とする。 |
| 2 直近の3月31日に前項の経験年数を満たす者は、見込みで申請できるものとする。この場合、3月31日における在職証明書、在籍証明書または修了証書の再提出によって認定証を交付する。 | 2 直近の3月31日に前項の経験年数を満たす者は、見込みで申請できるものとする。この場合、3月31日における在職証明書、在籍証明書または修了証書の再(削除)提出によって認定証を交付する。 |
| 3 . . . | 3 . . . |
| (更新認定に関する必要事項) | (更新認定に関する必要事項) |
| 第6条 規程第13条に定める必要事項は、機構が定める更新認定期間内に更新認定申請書を提出していること、および当該業績評価期間5年間における業績評価点の合計60単位以上とする。 | 第6条 規程第13条に定める必要事項は、機構が定める更新申請期間内に更新認定申請書を提出していること、および当該業績評価期間5年間における業績評価点の合計60単位以上とする。 |
| 2 . . . | 2 . . . |
| 3 第1項に定める更新認定期間が過ぎ、機構が該当者の届け出ている連絡先に連絡しているにも関わらず速やかに応じない場合、その意思がないとして資格を停止する。 | 3 第1項に定める更新申請期間が過ぎ、機構が該当者の届け出ている連絡先に連絡しているにも関わらず速やかに応じない場合、その意思がないとして資格を停止する。 |
| 4 . . . | 4 . . . |
| (試験合格または認定の有効期限の延長) | (試験合格または認定の有効期限の延長) |
| 第7条 試験に合格し新規認定を受けようとする者、または医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかにより止むを得ず業務を継続できない場合は、試験 | 第7条 試験に合格し新規認定を受けようとする者、または医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかにより止むを得ず業務を継続できなかった場合は、 |

合格または認定の有効期限を延長することができる。ただし、次の各号に掲げる理由で機構が認める場合を除き、申請期間における医学物理士に関する業績は、実績として算定することができない。

- (1) 病気療養
 - (2) 妊娠、出産、育児
 - (3) 1年を超える海外留学
 - (4) その他、機構が認める場合
- 2 有効期限の延長を受けようとする者は、業務を継続できない理由、業務を継続できない期間、および、それらを証明する書類を添えて申請しなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる事由による延長が可能な期間は、一子につき最大3年間とする。

(別表の運用)

第9条 別表については、次の各号を適用し運用する。

該当項目なし

(細則の改定)

第11条 この細則は、理事会の決定により改正することができる。

試験合格または認定の有効期限を延長することができる。この場合、業務を継続できなかった期間に取得した業績評価点は算定できない。ただし、機構が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 病気療養
 - (2) 妊娠、出産、育児
 - (3) 1年を超える海外留学
 - (4) その他、機構が認める場合
- 2 有効期限の延長を受けようとする者は、業務を継続できなかった理由、業務を継続できなかった期間、および、それらを証明する書類を添えて申請しなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる事由による延長が可能な期間は、一子につき最大3年間とする。

(別表の運用) (追加)

第9条 別表については、次の各号を適用し運用する。

(1) . . .

～

(20) . . .

(21) カテゴリーⅢ (2) における医学物理に関する著書において、定款第5条に記載されている団体が発行する医学物理に関するガイドラインの共同執筆の実績は、P2に相当する。

(22) 前号までに記載のない場合は、提出された書類をもって委員会で審査する。

(細則の改正)

第11条 この細則は、理事会の決定により改正することができる。

細則の新旧対照表（別表）

(現行の抜粋)

| カテゴリー 0 : 認定医学物理教育コースにおける臨床研修受講実績 | | | |
|--|-----|---------|-----|
| 教育コースの種類 | コード | 期 間 | 単位数 |
| 認定医学物理教育コースの博士または臨床研修生課程 | X1 | 2年間 | 25 |
| | X2 | 1年間 | 10 |
| 短期臨床研修教育コース | Y | 100時間以上 | 5 |
| カテゴリー I : 医学物理士としての業務実績 | | | |
| 実績の種類 | コード | 期 間 | 単位数 |
| 臨床における業務実績（診療報酬上の施設基準で「専ら担当する者」に該当する者） | A1 | 5年間 | 25 |
| | A2 | 1年以上 | 10 |
| 上記以外の臨床における業務実績 | B1 | 5年間 | 10 |
| | B2 | 1年以上 | 5 |
| 医学物理分野の常勤の教員としての業務実績 | C1 | 5年間 | 25 |
| | C2 | 1年以上 | 10 |

(改正)

| カテゴリー 0 : 認定医学物理教育コースにおける臨床研修受講実績 | | | |
|--|-----|---------|-----|
| 教育コースの種類 | コード | 期 間 | 単位数 |
| 認定医学物理教育コースの博士または臨床研修 生 課程 | X1 | 2年間 | 25 |
| | X2 | 1年間 | 10 |
| 短期臨床研修教育コース | Y | 100時間以上 | 5 |
| カテゴリー I : 医学物理士としての業務実績 | | | |
| 実績の種類 | コード | 期 間 | 単位数 |
| 臨床における業務実績（診療報酬上の施設基準で「専ら担当する者」に該当する者） | A1 | 5年間 | 25 |
| | A2 | 1年以上 | 10 |
| 上記以外の 医学物理または医学 における業務実績 | B1 | 5年間 | 10 |
| | B2 | 1年以上 | 5 |
| 医学物理分野の常勤の教員としての業務実績 | C1 | 5年間 | 25 |
| | C2 | 1年以上 | 10 |

(現行の抜粋)

カテゴリーⅢ(1)：医学物理学に関する学術大会等への参加

| 学術集会の種類 | コード | 参加形態 | 単位数 |
|-----------------------|-----|----------|-----|
| 日本医学物理学会（日韓合同学術大会含む）、 | I1 | 特別講演、講師等 | 5 |
| 日本医学放射線学会、 | I2 | 筆頭演者 | 3 |
| 日本放射線腫瘍学会、 | I3 | 共同演者 | 1 |
| 日本核医学会の学術大会 | I4 | 出席 | 3 |

(改正)

カテゴリーⅢ(1)：医学物理学に関する学術大会等への参加

| 学術集会の種類 | コード | 参加形態 | 単位数 |
|-----------------------|-----|----------|-----|
| 日本医学物理学会（日韓合同学術大会含む）、 | I1 | 特別講演、講師等 | 5 |
| 日本医学放射線学会、 | I2 | 筆頭演者 | 3 |
| 日本放射線腫瘍学会、 | I3 | 共同演者 | 1 |
| 日本核医学会(改行) の学術大会 | I4 | 出席 | 3 |

以上